

名古屋港管理組合公報

令和7年12月1日

(月曜日)

第140号

目

次

条

例

規

則

告

示

示

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	3
○財政状況の公表	4
○令和8年度及び令和9年度の物品の製造等の競争入札に参加する者の資格審査申請	6
○令和8年度及び令和9年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請	8
○港湾施設の変更	9
○工事施行規程の一部改正	10
○公有地（稻永五丁目）の売却に係る一般競争入札	17
○11月定例名古屋港管理組合議会の結果	19

条

例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 泷 一郎

名古屋港管理組合条例第七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第六条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第七条を次のように改める。

（第一号部分休業の承認）

第七条 第一号部分休業（法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業をいう。）の

承認は、三十分を単位として行うものとする。

第七条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第七条の二 第二号部分休業（法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業をいう。）

以下同じ。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該

各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に一時間未満の端数がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請

求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第一号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があ

つたとき 当該残時間数

（法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第七条の三 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第七条の四 法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員

の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第七条の五 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居

したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第二項の規定

による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著し

い支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第八条中「第五条の規定は、部分休業について準用」を「法第十九条第六項において準用する法第五条第一項の条例で定

める事由は、職員が第三項変更をしたときと」に改める。

第九条第一項中「は、当該職員」の下に「(以下「申出職員」という。)」を加え、「当該職員の」を「申出職員の」に改め、同条第二項中「当該職員が」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第九条の二 任命権者は、前条第一項の措置を講ずるに当たつては、申出職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 前条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立を妨げる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下「対象職員」という。)に対して、管理者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立を妨げる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第二号又は前項第二号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和七年十月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第二百十号)第十九条第一項第一号に掲げる範囲内において、適用日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合の改正後の条例第七条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

通 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第十九号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則
勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第二十号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三条の四中「であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるもの」を削る。
第四条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業」を「第一号部分休業（条例第七条に規定する第一号部分休業をいう。以下同じ。）」に改め、同条第一項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。
第五条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「部分休業」を「第一号部分休業」に、「は、前項の規定にかかわらず、職員」を「については、当該職員」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。
(対象職員に対する措置を講ずる期間)

第六条 条例第九条の二第二項に規定する「管理者が定める期間」は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から一歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合規則第二十一号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第六号及び第十二号中「正規の勤務時間の始め又は終わりに」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。

告 示

名古屋港管理組合告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋港管理組合の財政の状況

1 令和7年度予算の執行状況（令和7年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳 入

歳 入 区 分	予 算 現 額	収 入 濟 額	備 考
分 担 金 及 び 負 担 金	8,403,411,000 円	2,593,096,000 円	
使 用 料 及 び 手 数 料	4,485,893,000	2,414,349,608	
国 庫 支 出 金	3,125,909,443	0	
財 産 収 入	4,675,749,000	2,618,067,176	
寄 附 金	10,000	0	
繰 入 金	752,140,000	0	
繰 越 金	1,183,851,977	1,715,520,868	
諸 収 入	1,977,209,541	785,932,564	
組 合 債	11,504,000,000	0	
歳 入 合 計	36,108,173,961	10,126,966,216	

歳 出

歳 出 区 分	予 算 現 額	支 出 濟 額	備 考
議 会 費	183,823,000 円	74,547,642 円	
総 務 費	3,091,709,000	811,754,693	
政 策 企 画 費	1,110,771,000	391,147,327	
港 営 費	3,151,782,000	1,189,338,455	
建 設 費	21,726,088,961	2,070,442,729	
公 債 費	6,814,000,000	3,290,159,321	
予 備 費	30,000,000	0	
歳 出 合 計	36,108,173,961	7,827,390,167	

(2) 特別会計

歳 入

歳 入 区 分	予 算 現 額	収 入 濟 額	備 考
水族館振興基金収入	円 65,200,000	円 716,275	
海事文化振興基金収入	49,200,000	670,000	
環境振興基金収入	145,900,000	1,690,008	
歳 入 合 計	260,300,000	3,076,283	

歳 出

歳 出 区 分	予 算 現 額	支 出 濟 額	備 考
水族館振興基金	円 65,200,000	円 716,275	
海事文化振興基金	49,200,000	0	
環境振興基金	145,900,000	1,690,008	
歳 出 合 計	260,300,000	2,406,283	

2 財産の状況（令和7年9月30日現在）

区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	7,165,557.42m ²
建 物	142,540.12m ²
山 林	—
動 産	船舶2隻等
物 権	154.86m ²
無 体 財 産 権	3件
有 働 証 券	8,200,200,000円
出 資 に よ る 権 利	153,000,000円
不動産の信託の受益権	—
物 品	463件
債 権	7,462,850,402円
基 金	1,450,894,990円

3 組合債の現在高（令和7年9月30日現在）

区分	現在高
公共事業等債	63,208,926,887 円
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	12,270,654,397
全国防災事業債	1,719,616,245
単独事業債	829,595,000
転貸債	3,734,219,257
計	81,763,011,786

4 一時借入金の現在高（令和7年9月30日現在）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	4,000,000 千円	0 円

名古屋港管理組合告示第41号

令和8年度及び令和9年度に名古屋港管理組合が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品

(2) 物品の買受け

不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等

2 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- (4) 「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者
- (5) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者

3 申請の方法等

(1) 申請の方法

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/>

名古屋港管理組合を共通審査自治体とする場合、5(1)又は(2)の書類（以下「別送書類」という。）を(2)の提出先まで郵送により提出する。

(2) 申請に必要な書類の提出先

名古屋港管理組合総務部会計課用度係

名古屋市港区港町1番11号（郵便番号455-0033）

4 申請の受付時期

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時までとする。別送書類は、電子調達システム（物品等）による受付完了日から7日以内に必着すること（最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）。

なお、令和8年4月1日（水）以降に隨時申請の受付を行う。

5 申請に必要な書類

(1) 法人の場合

① 別送書類送付書

電子調達システム（物品等）で申請データを入力・送信後、印刷したもの

② 履歴事項全部証明書

法務局登記官が証明したもの

③ 納税証明書（国税）

税務署が発行した法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

④ 納税証明書（県税）

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）

※④については、共通審査自治体が「愛知県」の場合に限り、原則提出不要

(2) 個人の場合

① 別送書類送付書

電子調達システム（物品等）から印刷したもの

② 身元（分）証明書

本籍地の市区町村長が証明したもの

③ 登記されていないことの証明書

法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの

④ 納税証明書（国税）

税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

⑤ 納税証明書（県税）

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）

※⑤については、共通審査自治体が「愛知県」の場合に限り、原則提出不要

6 資格審査

資格審査は、申請データ及び5により提出された書類により行い、資格要件を満たしていることを確認する。

7 審査結果の通知

資格審査の結果については、電子調達システム（物品等）により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、隨時申請により受け付けた者にあっては、資格の決定を行った日から令和10年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を締結又は履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

10 変更申請

申請内容の変更又は営業品目の追加若しくは変更がある場合は、変更申請を電子調達システム（物品等）により行う。

11 その他

管理者は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

名古屋港管理組合告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- 3 建設工事にあっては、経営事項審査の総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和6年7月1日から令和7年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- 4 建築設計にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- 5 その他営業に關し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 6 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- 7 建設工事にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）
- 8 「名古屋港管理組合が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者
- 9 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者

第2 入札参加資格審査の申請方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。

- 1 受付期間
 - (1) 定時受付
令和8年1月5日（月）～令和8年2月16日（月）
平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
 - (2) 随時受付
令和8年4月1日（水）～令和10年1月31日（月）
平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
- 2 申請方法
あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、申請者フォームに必要事項を入力し、送信すること。
URL:<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
- 3 添付書類
2による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。
- 4 添付書類の提出期間
 - (1) 定時受付
2により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）
 - (2) 随時受付
2により送信した日から7日以内必着
なお、提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日にあたる場合は、その日以後の最初の平日とする。
- 5 添付書類の提出方法及び提出先
次の場所へ原則郵送とする。
名古屋港管理組合総務部会計課工事契約調整担当
名古屋市港区港町1番11号（郵便番号455-0033）

第3 資格審査

- 1 資格審査は、第1の競争入札に参加することができない者に該当しないことを調査する。
- 2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいざれかの等級に格付けする。

第4 競争入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までとする。ただし、令和10年4月1日（土）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。）

第5 変更等の届出

第2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり届け出なければならない。

第6 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、第1第1号から第5号まで及び第9号のいずれかに該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消すことがある。

第7 その他

1 申請後、確認のため申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがあるので、申請は必ず書面で証明できる内容で行うこと。

2 令和8年度及び令和9年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。

3 入札参加資格申請要領については名古屋港管理組合の公式ウェブサイトに掲載する。

URL:<https://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合告示第43号

次の港湾施設は、令和7年12月11日から停止面積を変更する。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 級	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 1,299m ²

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 級	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 303m ²



訓令第九号

組合内一般

工事施行規程（昭和三十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
令和七年十二月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

第三条中「第四十五条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

第九条第二項中「おいて」の下に「第六条中「工事施行伺書」とあるのは「工事変更施行伺書」とを加える。

第十二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十一条第一項中「提出するとともに、建設部長にその旨を報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第三十五条の見出しを「(検査職員の任命)」に改め、同条第一項中「定め、既済部分検査命令書(様式第十七号)、部分検査命令書(様式第十八号)若しくは検査命令書(様式第十九号)又は中間検査命令書(様式第二十号)により検査を命ずる」を「任命する」に改め、同項ただし書中「に命ずることはできない」を「を検査職員に任命してはならない」に改める。

第四十条第二項中「及び監督職員」を削り、「送付しなければ」を「送付し、監督職員にその旨を通知しなければ」に改める。

第四十一条第二項中「及び監督職員」を削り、「送付しなければ」を「送付し、監督職員にその旨を通知しなければ」に改める。

第四十二条第二項中「及び監督職員」を削り、「送付しなければ」を「送付し、監督職員にその旨を通知しなければ」に改める。

第四十二条第六項中「監督職員に検査結果通知書(様式第十五号の二)を」を削り、「建設部長」の下に「及び監督職員」を加える。

第四十五条第一項中「この訓令」の下に「(第四条、第五条、第八条及び第九条を除く。)」を、「おいて」の下に「第六条中「工事施行上申書を受理したときは、その内容を審査した後」とあるのは「当該委託業務を施行しようとするときは」とを加え、同条第二項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第七条」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 建設部長は、前項の委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、工事変更施行伺書により管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、建設部長は、前段の決裁を経たときは、直ちに契約締結事務を行わなければならない。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号 聖祭

様式第十五号の二から様式第二十号までを次のように改める。

様式第15号の2から様式第20号まで 聖祭

様式第二十一号を次のように改める。

様式第22号（第40条関係）

既済部分検査確認通知書

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

下記のとおり既済部分の出来形を確認したので、通知します。

記

工事名			
契約金額	¥		
出来高	%		
工期	自 至	年 月 日	年 月 日
既済部分 検査年月日		年 月 日	年 月 日
摘要			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1十四号を次のように改める。

様式第24号（第41条関係）

部分検査確認通知書

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

下記のとおり一部完了を確認したので、通知します。

記

工事名			
契約金額	￥		
工期	自 至	年 年	月 月
部分検査年月日		年 年	月 月
完了部分			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11十五号の11を次のように改め。°

様式第25号の2 (第42条関係)

中間検査確認通知書

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

下記のとおり対象部分を確認したので、通知します。

記

工事名			
契約金額	￥		
工期	自 至	年 年	月 月
中間検査 年 月 日		年 年	月 月
対象部分			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この訓令は、令和七年十一月一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

次のように本組合財産（土地）を一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する物件

所在地及び地番	土 地		最低売却価格
	地目	公簿面積	
名古屋市港区稻永五丁目 1109番1	宅地	4,281.58m ²	239,500,000円

備考 物件は、木柵を含めた現状有姿で引き渡します。

2 入札参加者に必要な資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とします。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除きます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (7) 本公告の日から落札決定の日までの間に、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者

3 契約条項を示す場所、入札申込書及び入札説明書の配布期間等

契約条項は、名古屋港管理組合財産公有地（稻永五丁目）一般競争入札のしおり（以下「しおり」といいます。）において示すものとし、入札参加申込書及びしおりは、次の各号に掲げる配布場所及び配布期間において配布します。

- (1) 配布場所：名古屋港のホームページ <https://www.port-of-nagoya.jp/>
- (2) 配布期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月25日（木）まで

4 入札参加の申込の受付の場所及び日時

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を郵送（簡易書留に限ります。）により提出してください。

- (1) 申込期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月25日（木）まで（必着）
- (2) 提出先：〒455-0033
名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合港営部管財課

5 入札書の郵送方法、到達期限及び提出先

- (1) 郵送方法：簡易書留
- (2) 到達期限：令和8年2月4日（水）まで（必着）
- (3) 提出先：〒455-0033
名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合港営部管財課

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年2月6日（金）午前10時00分
- (2) 場所：名古屋港管理組合本庁舎10階 入札室

7 落札者の決定方法

最低売却価格以上で、最高金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。

8 その他

- (1) 最低売却価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額

- (2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、入札保証金として金23,950,000円を納付しなければなりません。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又はしおりに記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、本組合に帰属するものとします。

- (3) 契約書の作成の要否
要
- (4) 入札の無効
名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第140条の規定に該当する入札は、無効とします。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 用途等の制限
落札者は、土地売買契約書締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (7) 現地見学会の日時及び場所等(任意参加)
① 日時: 令和7年12月12日(金)午後1時00分から午後3時00分まで
② 場所: 名古屋市港区稻永五丁目1109番1
③ 申込期間: 令和7年12月1日(月)から令和7年12月11日(木)まで
④ 申込方法: 電話(052-654-7895)又は電子メール(kanzai@union.nagoyako.lg.jp)
- (8) 本公告に定めのない事項
本公告に定めのない事項については、しおりに記載するところによります。

議会事項

11月12日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 一般会計・特別会計決算特別委員会の設置
- 2 一般会計・特別会計決算特別委員会委員の選任
- 3 公営企業会計決算特別委員会の設置
- 4 公営企業会計決算特別委員会委員の選任

可謙秀	島井日	宮桜朝	島井樹
将和昌	谷田村	神山大	貴利弘
光治	田田成	成坂金	利子
たかゆき	田田庭	みつなか	美由紀
憲宜	田庭	横井江	明文
治雄	田庭	直加藤	登秀
一和	田藤	ふじた	可
吉松久	吉松久	吉松久	茂
吉高河	吉高河	吉高河	もる
いなもと	いなもと	いなもと	穂修
岩岡中	岩岡中	岩岡中	直介
本村田	本村田	本村田	仁
本山石	本山石	本山石	利
井野峰	井野峰	井野峰	修
川松富	川松富	川松富	明
浩田	浩田	浩田	雄

また、各決算特別委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

- | | | |
|------------------------------------|------|---------|
| 一般会計・特別会計決算特別委員会 | 委員長 | 成田 |
| | 副委員長 | たかゆき |
| 公営企業会計決算特別委員会 | 委員長 | 神谷 |
| | 副委員長 | 和洋介 |
| 5 令和7年度名古屋港管理組合一般会計補正予算 | | 河吉 |
| 6 令和7年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算 | | 正修 |
| 7 令和7年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算 | | |
| 8 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | | |
| 9 工事請負契約の締結について（港内埠頭保安設備更新事業建設工事） | | |
| 10 令和6年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算 | | 原案可決 |
| 11 令和6年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算 | | 原案可決 |
| 12 令和6年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剩余金の処分 | | 原案可決 |
| 13 令和6年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算 | | 原案可決 |
| 14 各常任委員会における閉会中の継続調査について | | 原案可決 |
| | | 閉会中継続審査 |
| | | 可 決 |